



III 給付の対象となる施設にはどんなところがあるの？

リーフレット「子ども・子育て支援新制度」がはじまります
抜粋

参考資料 1

(1) 給付対象施設(教育・保育施設)

幼稚園
3～5さい

幼児期の教育を行う施設

さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

保育所
0～5さい

保育が必要な乳幼児を保育することを目的とする施設

保護者が就労などのため、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育し、地域の子育て支援も行う施設です。

認定こども園
0～5さい

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※川崎市には、幼保連携型が1園、幼稚園型が1園あります。(平成26年4月現在)

(2) 給付対象事業(地域型保育事業)

地域型保育
0～2さい

少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業

原則19人以下の単位で、保護者が就労などのため、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する事業です。

1 家庭的保育(保育ママ)
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。

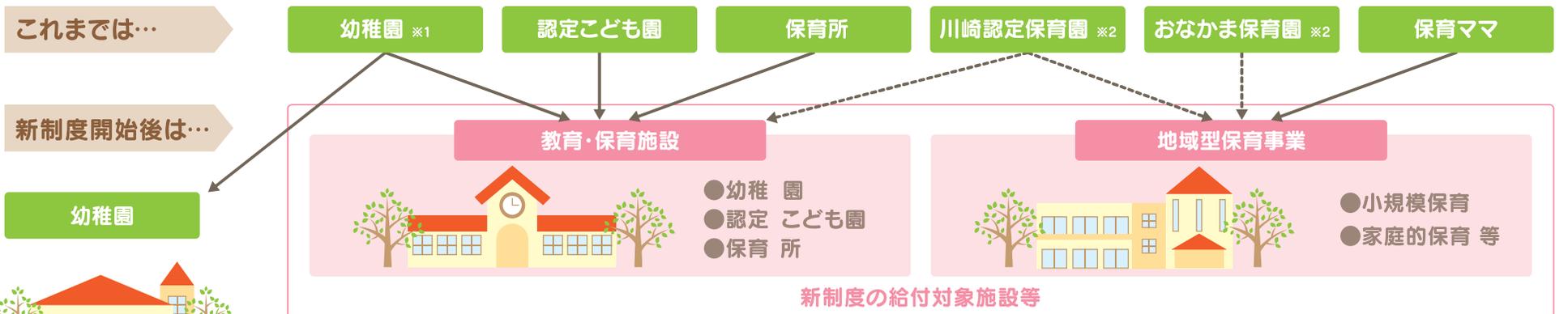
2 小規模保育
少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

3 その他(事業所内保育・居宅訪問型保育)
事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育や、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育も新制度の対象事業です。

本市における施設等の 新制度への移行イメージ

現在、本市にある幼稚園や保育所・認可外保育施設等は、その意向・申請等に基づき、以下のとおり「教育・保育施設」として分類されます。(既に認可を受けている保育所・幼稚園等は除き、給付対象施設等となるため)

幼稚園や保育所等からなる「教育・保育施設」と、小規模保育、家庭的保育等からなる「地域型保育」には、市から認可・確認を受ける必要があります。



※1 幼稚園は事業者の意向により、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があります。
※2 川崎認定保育園、おなま保育室は条例等の基準を満たし、運営事業

者との協議が整った施設については、新制度の教育・保育施設や地域型保育事業に移行します。